

まぐろから見える世界

(社)責任あるまぐろ漁業推進機構専務 原田雄一郎

15

今秋の国連総会で審議される「持続的な漁業に関する決議案」は、14章156項、修正案も含めると33ヶにも及び、世界の海洋生物資源の持続的利用の確保に要する課題と対策を網羅している。この決議案の示す課題の多くは、マグロ漁業を対象とするものだ。それは、この決議案の正式名称

「持続的なマグロ漁業の乱獲に陥っているマグロ資源の回復、持続的なマグロ漁業の確保」に示されている。乱獲に陥っているマグロ資源も回復し、持続的なマグロ漁業が確保されることにも示されているが、他方、マグロ漁業の持続性を確保する

「持続的漁業に関する決議案」国連審議

漁業の課題がすべて解る。だが？

業の持続性を確保する。この決議案の正式名称に、マグロ関連の国際

業の持続性を確保する。この決議案の正式名称に、マグロ関連の国際

業の持続性を確保する。この決議案の正式名称に、マグロ関連の国際

業の持続性を確保する。この決議案の正式名称に、マグロ関連の国際



ている。マグロ漁業も日本は、これまで、世界例外ではない。特に、マグロの場合、全ての関係国が資源の保存と管理に向けて一致協力して行動しなければ、持続的な漁業は実現しない。

項を設け、早急な取り組みを各国に促している。その中で、昨年7月、全マグロ資源管理機関の合同会議で採択された先進国の大型巻網漁船の凍結勧告に及していることが注目される。

採択された勧告が、情報によれば、先進国の大型巻網漁船の途上国への移転が加速しているようだが、過剰漁業は夢物語に終わらぬよう、途上国間の登録隻数の調整などが必要ではないか。また、操業状況への取り組みには、発展途上国、特に、島嶼国(しよ)の漁業開発の権利を損なわないよう配慮すべきことも明記されている。発展途上国の権利の尊重という価値観にしばられるべきではない。発展途上国の権利の尊重という価値観にしばられるべきではない。

「過剰漁獲能力問題」途上国支援を◆

途上国のマグロ漁業開発への意欲を尊重し、先進国が開発を支援することが必要なのは、言うまでもない。しかし、途上国のマグロ漁業開発への意欲を尊重し、先進国が開発を支援することが必要なのは、言うまでもない。

(月1回掲載)